

岩手県男女共同参画調整委員の行った勧告及び勧告に対する措置状況報告について

岩手県男女共同参画調整委員

県民から申出のあった苦情について、岩手県男女共同参画調整委員3名合同で調査審査をした結果、岩手県教育委員会教育長あて勧告したところですが、教育長から措置状況の報告がありましたので、お知らせします。

申出があった苦情の趣旨

平成20年に教育委員会に対して男女混合名簿の使用等について勧告が行われ、その後、約10年が経過しようとしているが、実態は後退している。

10年を振り返り、何が問題だったのかを明らかにし、「いわて男女共同参画プラン」に合致した、人権尊重の観点を含めた混合名簿の実現のために、早急に新しい勧告を求める。

勧告（H30.3.30）の概要

- 1 「岩手県男女共同参画推進条例」に基づく、「いわて男女共同参画プラン」を今後も推進していく上で、児童生徒に教える側である教員一人ひとりの理解を深める観点から、各種会議や研修等において男女共同参画社会の基盤づくりに資する学校教育の意義や男女混合名簿の意義等に関する周知を図ること。
また、各種会議等を通じた県の取組の情報提供などによって、市町村に対しても男女混合名簿の使用に関して、より一層の検討を働きかけること。
- 2 既に男女混合名簿を使用している学校の議論のプロセス等の情報を提供するなど、男女混合名簿の使用に取り組みやすい環境づくりに努めること。
- 3 男女混合名簿の使用状況調査を実施する際に、調査の意義の明確化や調査項目の適切な改善を行うなどして、学校における男女混合名簿の使用の一層の促進を図ること。

措置状況報告（H30.5.29）の概要

勧告1への対応

男女混合名簿の使用について、会議等において教育長から、県立学校長へは直接指導を行い、市町村教育委員会教育長へは、一層の検討を行うよう働きかけを行った。

また、勧告の趣旨及び各学校において今後必要な対応等について説明を行った。

今後も、県立学校に対して指導していくとともに、市町村教育委員会に対して、継続して働きかけを行っていく予定としている。

勧告2への対応

既に男女混合名簿を使用している学校において行われた議論等を情報収集し、今後予定している使用状況調査実施時に、資料として添付し情報提供を図っていく。

勧告3への対応

勧告における調査項目の改善例を参考にしながら、使用状況調査の調査項目に男女混合社会の意義の理解と、男女混合名簿の使用に繋がる設問を検討し、調査を実施する。